

消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会報告書 (平成18年3月)より抜粋

ストレスを受けた職員へのケアを行っている本部は9.8%（75本部）で、ケアを行っている本部は都市部の本部に偏っていた。（図1 参照）

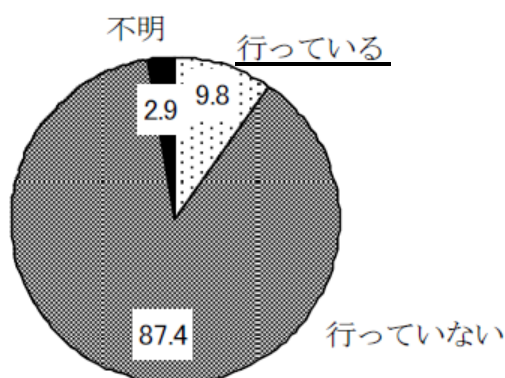


図1 ケアの有無 (N=768)

調査結果において、惨事ストレス対策の導入・運営上の問題をみると、「十分な情報が消防本部にない」が5割を超えており、「惨事ストレス対策に適切な専門家が身近にいない」、「惨事ストレス対策に取り組む専門の部・課を設置することが難しい」、「広域的な取り組みが必要である」が多くみられた。（図2）

本部の規模別にみると、小規模本部や中規模本部では、大規模本部に比べて「惨事ストレス対策に関する十分な情報が消防本部にない」（大：31.0%、中：54.5%、小：58.6%）、「惨事ストレス対策に適切な専門家がわからない」（大：9.5%、中：25.1%、小：22.9%）、「一消防本部だけの取り組みでは困難であり、広域的な取り組みが必要である」（大：25.0%、中：33.5%、小：44.9%）が多かった。（表1 参照）

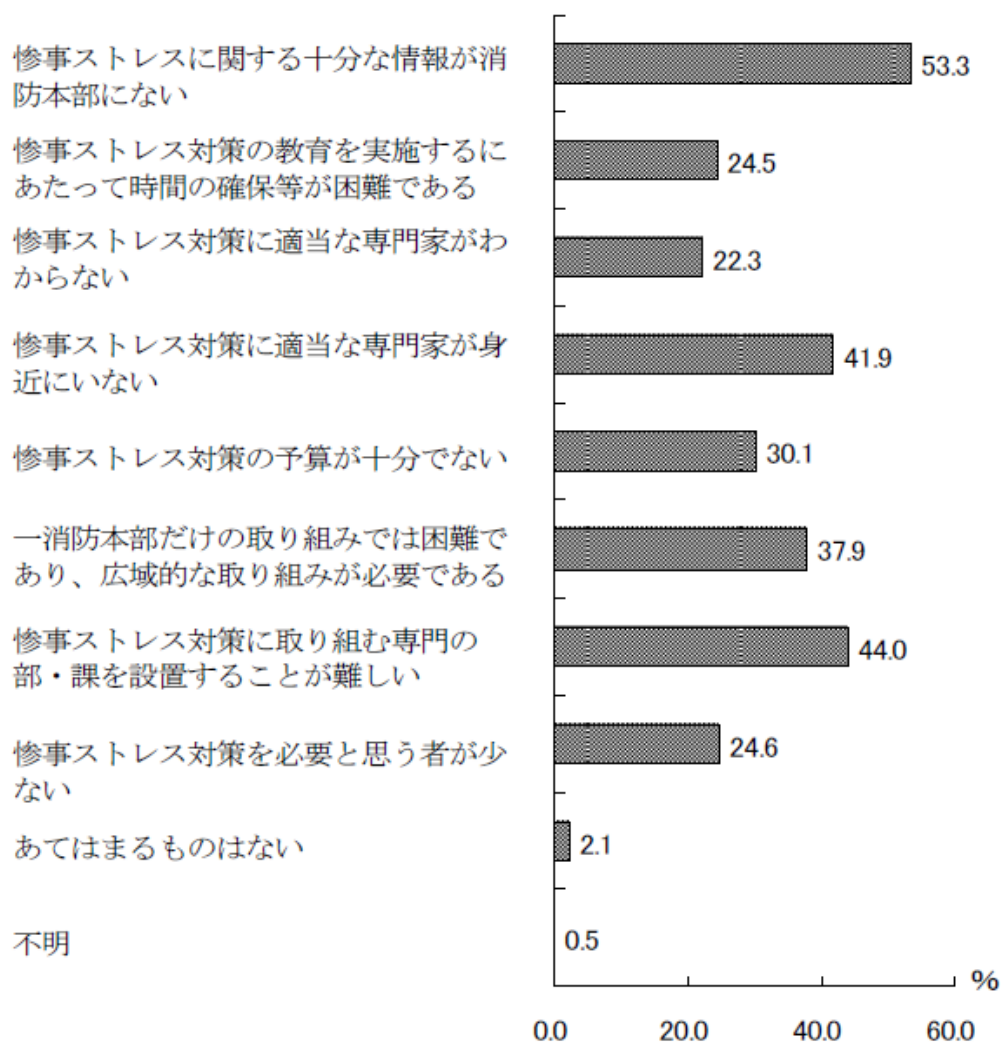


図2 惨事ストレス対策の導入・運営上の問題 (N=768)

表1 本部の規模別にみた惨事ストレス対策の導入や運営上の問題 (N=753)

	N	な い 十 分 な 情 報 が 本 部 に	わ か ら な い 専 門 家 が	必 要 的 な 取 組 み が	が 対 策 を 必 要 と 思 う 者
小規模	350	58.6	22.9	44.9	29.4
中規模	319	54.5	25.1	33.5	21.9
大規模	84	31.0	9.5	25.0	15.5



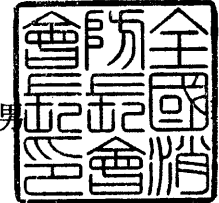
全消発第 27 号
平成 24 年 2 月 9 日

消防庁長官

久保 信保 殿

全国消防長会

会長 北村 吉男



東日本大震災の対応を踏まえた要望について

第 1 緊急消防援助隊員等の健康管理について

東日本大震災の対応に過去最大規模の派遣となった緊急消防援助隊であります
が、被災地消防本部はもとより、県内応援隊等も含め、被災地で活動にあたった消
防職員は、多大な人的被害をもたらし、また、放射線被ばくが避けられない過酷で
危険な活動を要するといった、未曾有の大災害に対処したところです。

東日本大震災に伴う消防職員の惨事ストレス対策については、今年度の国の補正
予算で措置され、平成 24 年度の当初予算案においても引き続き計上されており、
また、福島原子力発電所事故に対処した隊員の長期的な健康管理については、国に
おいて検討がなされ、その実施が、24 年度の当初予算案に計上されているところ
であります。

しかし、今後、今回のような大規模、あるいは、特殊な災害に対処する場合、消
防職員の健康管理について消防本部個々の対応は困難な部分があることから、国の
支援をいただきたく、次のとおり要望申し上げます。

- 1 東日本大震災時の緊急消防援助隊員等の健康管理について検証の上、大規模災
害対応における消防職員の惨事ストレス対策のあり方について検討し、今後更に
充実にさせていただきたい。
- 2 今後、放射能汚染地域における消防活動も含め原子力災害に対処する隊員の健
康管理を徹底するため、専門家を派遣するなど、消防本部を支援していただきた
い。

第2 緊急消防援助隊の後方支援車両等の配備について

先の大震災における広範囲かつ長期間にわたった緊急消防援助隊の活動実績から、車両の燃料補給、また、人員や物資の搬送など、後方支援体制の充実強化の必要性が改めて認識されました。これを受けて、今まで国では第3次補正予算事業などで緊急消防援助隊の後方支援車両及び資機材の増強配備を行っているところです。

特に後方支援車両は、緊急消防援助隊の活動において非常に有用かつ必要不可欠なものであり、当該車両の増強は、派遣隊員に関する活動環境の向上を図る上でも、我々にとって喫緊の課題となっています。このことから、全国の消防本部では国からの無償貸与を主として、その増強に取り組んでいるところです。

しかし、この後方支援車両は大規模災害時のみならず、通常の災害時においても有効活用が可能であるものの、大型特殊車両など一部については保管場所の確保や維持管理の困難性といった課題があります。その結果、増強配備が必要であるにもかかわらず、配備先消防本部の選定に支障が生じている場合も見受けられます。

つきましては、平成24年度当初予算案に国が計上している緊急消防援助隊活動拠点施設の調査・検討の中で、後方支援車両等の配備のあり方について検討していただきたく、次のとおり要望申し上げます。

緊急消防援助隊活動拠点施設に係る調査・検討に当たっては、無償貸与される後方支援車両・資機材の保管や維持管理の課題を踏まえ、これらが各都道府県内に確実に配備されることにより、緊急消防援助隊の後方支援体制が強化されるよう配慮いただきたい。

東日本大震災被災地派遣に係る惨事ストレス対策等について (消防本部に対するヒアリングの結果)

1 実施期間 平成 24 年 1 月～3 月

2 対象消防本部

- (1) A 市消防本部
- (2) B 市消防本部
- (3) C 市消防本部
- (4) D 市消防本部

3 ヒアリング結果

(1) A 市消防本部

- ・ 「惨事ストレスの手引き」を策定するとともに「A 市消防本部メンタルサポートチーム」(平成 24 年 1 月現在 19 名登録)を結成し、惨事ストレス対策を実施している。
- ・ 帰庁時にデフュージングを実施した隊もあった。
- ・ 帰庁後、IES-R によるストレスチェックを実施した。その結果、若年層及び高齢層の点数が比較的高かった。また、帰庁直後は点数が低かったが、1 カ月後に点数が高くなった隊員がいた。
- ・ すべての派遣隊員に対して同サポートチームによるグループ面談を実施し、約 2%の隊員が要経過観察と診断された。
- ・ 要経過観察と診断された隊員も、一部を除き 3 カ月後にはほとんどストレス症状が改善された。

(2) B 市消防本部

- ・ 臨床心理士 1 名、看護師 8 名を非常勤で雇用し、惨事ストレス対策を含むメンタルヘルス対策を実施している。
- ・ 各隊でミーティングを実施し、隊員の体調管理を徹底するとともに、惨事ストレス対策に関する資料を掲示し、ストレスを緩和させるようにした。
- ・ 派遣される隊員に対し、臨床心理士が作成した遺体への接し方等についての注意事項のペーパーを渡し、ストレスの悪化を未然に防止した。
- ・ 帰庁後の隊員に対してストレスチェックを実施し、要配慮と判断された約 11%の隊員に対し、個別面談を実施した。その後に再度ストレスチェックを実施し、ストレス症状はほぼ改善されていることを確認した。

(3) C市消防本部

- ・ 「惨事ストレス対策の手引き」を策定し、惨事ストレス対策を実施している。
- ・ 帰庁後、全隊員に資料を配布するとともに、電離放射線健康診断及び産業医による面談を実施し、メンタル面に不安のある隊員に対し、保健師による健康相談を実施した。
- ・ 派遣期間中にモニターしていた放射線量を帰隊隊員に説明した。

(4) D市消防本部

- ・ 「消防職員の惨事ストレス予防実施基準」を策定し、グループミーティングを中心とした惨事ストレス対策を実施している。
- ・ 消防局内で消防署課長、係長等を対象としたグループミーティングに関する研修を実施している。
- ・ 帰庁後、IES-Rによるストレスチェックを実施した。その結果、業務に支障をきたすような隊員は見受けられなかった。

消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会報告書 (平成18年3月)より抜粋

「メンタルヘルス対策として実施している施策」に関して調査した結果、「職員研修」(36.3%)が4割弱と最も多く、次いで「パンフレット等による啓発」(23.8%)と「面接相談」(17.3%)が2割前後と多かった。「健康管理スタッフ研修」(12.1%)、「悲惨な現場活動後のミーティング(※一次ミーティング、二次ミーティング)」(10.5%)、「電話相談」(7.2%)は約1割実施されていた。「その他」の施策としては、「医師による健康診断」(2.7%)、「研修会等への参加」(1.7%)、「職員教育・周知」(1.0%)、「メール相談」(0.4%)等があげられた。一方、「実施していない」(40.0%)本部も4割に達していた。(図3参照)

※それぞれ、デフュージング、デブリーフィングを指す。

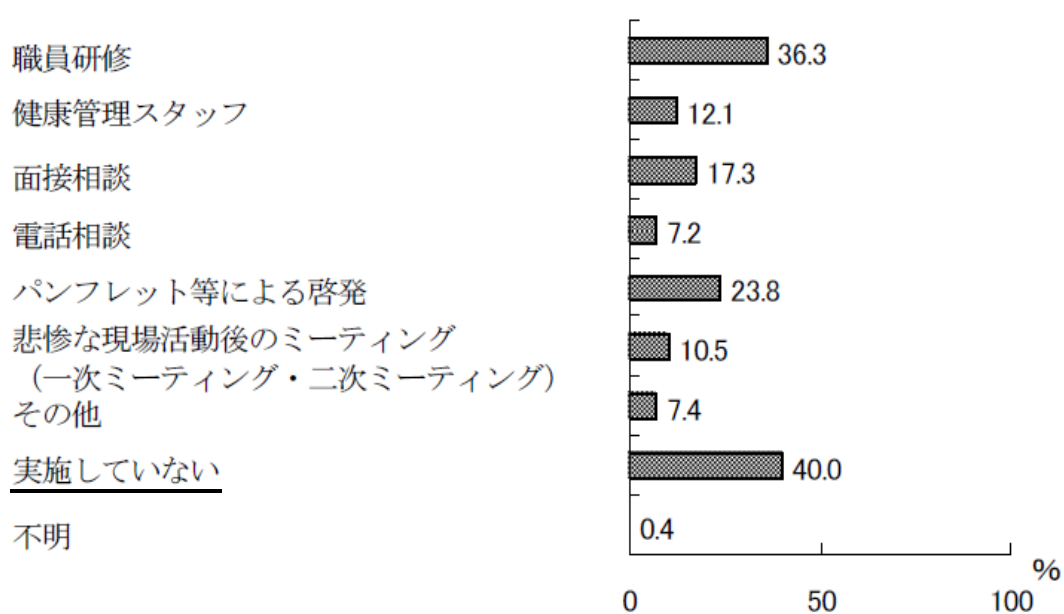


図3 実施している施策 (N=768)

また、惨事ストレスに関する教育の実施状況をみると、「行っている」（23.8%）本部は183本部で、全体の2割を越えており、平成14年調査（7.2%）の3倍にも達している。（図－4）

実施している本部を地域別に見ると、「関東」（30.3%）や「近畿」（33.6%）に多く、「北海道」（14.8%）や「中国・四国」（14.7%）には少なかった。（表2参照）

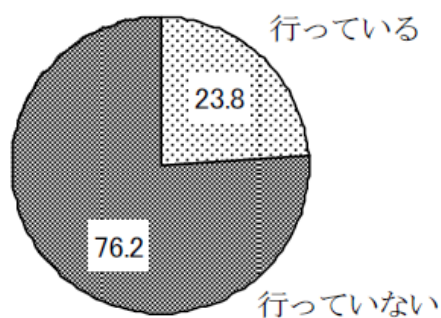


図4 惨事ストレス教育の実施の有無 （N=768）

表2 本部の地域別にみた惨事ストレスに関する教育の実施有無 （N=768）

	N	行 っ て い る	行 っ て い な い
<u>北海道</u>	61	<u>14.8</u>	85.2
東北	79	17.7	82.3
<u>関東</u>	145	<u>30.3</u>	69.7
中部	155	20.6	79.4
<u>近畿</u>	128	<u>33.6</u>	66.4
<u>中国・四国</u>	95	<u>14.7</u>	85.3
九州	105	25.7	74.3

（単位：％）

惨事ストレスの対策パターン（参考）

※以下の項目は、消防本部において行われている対策等について列挙したものである。各消防本部の特性に合わせた対策づくりの参考として頂きたい。

【惨事ストレスを感じる事案の発生】

（事例）①悲惨、凄惨な場面での活動

- ②活動に困難性が伴い、命の危険を感じながらの救助活動
- ③未知の危険や、極度の不安、緊張感の伴う現場活動
- ④子供の死など、自分の家族を想起させるような場面
- ⑤救出した人の死、救出できなかった場合の無力感、罪悪感、自己嫌悪、責任感など
- ⑥同僚の負傷、殉職が発生した場合のいわゆる生き残り症候群や罪悪感など
- ⑦トリアージの必要な現場活動
- ⑧衆人環視の中での困難な救助活動

※ 必ずしも災害の規模が大きい場合にのみに限られない。

【帰署直後における惨事ストレス対応事例】

※ ストレス症状の有無の判断・ストレスの緩和を主な目的とする。

- ・惨事ストレスによる PTSD チェックリストによりセルフチェックを行う。
- ・帰署直後にグループミーティング（一次ミーティング）を実施する。
- ・帰署後や帰署途上に隊長等を中心としてコミュニケーションをとり、隊員の様子を判断する。
- ・通常業務を通じて隊長等が隊員の観察を行いストレスの状況を判断する。
- ・災害活動での体験や感じたことを自由に話し合い、ストレスを緩和する。また、自己のストレスの状態を正しく評価する。
- ・特に、職員の殉職や負傷等が発生した場合には、所属の保健師や産業医等の専門家等によるカウンセリングを実施する。

※ 職員の個々の判断に任せるのではなく、本部として対応方策を定めておくことが重要である。

要
ケ
ア

要
注
意

【その後の対応事例】

- ・隊長等による経過観察
- ・セルフケアと職場での配慮・サポート

【その後の対応事例】

- ・所属の保健師や産業医等の専門家等によるカウンセリングを実施する。
- ・専門医療機関での受診
- ・緊急時メンタルサポートチームの要請
- ・悲惨な災害など実施基準やストレス状態を検討し二次ミーティングの実施
- ・休暇の付与や職場環境の配慮